

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、緑地に及ぼす影響の内容及び程度を対象とする。

また、本項目と関連する「生物・生態系」等の環境影響評価項目を選定した場合には、必要に応じて整合を図り、調査、予測及び評価を行うこととする。

なお、環境影響評価の対象となる「緑地」「緑地に及ぼす影響」とは、次のとおりとする。

ア 緑地

(7) 樹林地、草地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で又は一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

(4) 単独又は複数の樹木で構成される植栽地等で、その機能を引き出し活用する観点から重要なもの

イ 緑地に及ぼす影響

グリーンインフラとしての機能や、対象事業実施区域及びその周辺に存在する緑地により構成されるエコロジカルネットワークへの影響を含む。

なお、グリーンインフラとしては、生物の生息・生育の場の提供、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和等の環境保全機能や、良好な景観形成、防災・減災、人々が交流し活動する場等の社会的機能等が挙げられ、本市の環境影響評価では主にこれらの機能を扱う。その他、経済的機能が評価される場合もあるが、緑地の観点としては扱わない。

また、エコロジカルネットワークとは、空間・構造的及び機能的な連結性のある緑地のつながりであり、地表面だけでなく水や土壌などの基盤的な環境も含んで捉えることとする。都市内の緑地が構造及び機能的に連結性のある配置となっていることで、緑地のグリーンインフラとしての多面的な機能が発揮されやすくなる観点でも着目することとする。

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、緑地を原則として環境影響評価項目として選定することを検討する。

なお、アからエに該当しない場合であっても、対象事業実施区域内に天然記念物等の学術上価値の高い樹木、故事来歴などのある名木古木が存在する場合や、対象事業実施区域及びその近隣に横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項第2号ア～キに該当する緑地等が存在する場合には、環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 対象事業実施区域内に、既存の緑地が300㎡以上（複数の緑地がある場合、合計値とする。）存在する場合

イ 対象事業の実施により、対象事業実施区域内の緑地の合計が概ね 300 m²以上となる場合

ウ その他緑地への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 緑地面積の状況

空中写真や緑被率調査結果等から、対象事業実施区域の面積に対する対象事業実施区域内の緑地面積の割合と、(2)ア(7)調査地域の面積に対する調査地域内の緑地面積の割合を把握する。割合は、植生区別に把握する。また、必要に応じて緑地の立地条件（自然土壌の有無等）ごとの割合も把握する。

イ 特に重要な緑地の特性及び状況

別表1の地域の概況で把握した内容を踏まえ、(7)から(イ)の緑地を抽出し、それぞれの特性や状況を把握する。

(7) エコロジカルネットワークの主要な軸又は拠点となる緑地

(イ) 地域に親しまれている緑地のうち、並木及び大径木等の主要なもの

(ウ) 主要な景観構成要素となる緑地

(エ) その他、環境保全機能や社会的機能等から保全すべきと考えられる緑地

ウ 緑地の機能の状況

(7) グリーンインフラとしての機能

(イ) エコロジカルネットワークの特性及び状況

「ア 緑地面積の状況」「イ 特に重要な緑地の特性及び状況」等から、調査地域のエコロジカルネットワークの特性及び状況を把握し、対象事業実施区域の緑地の位置づけを把握する。これらを把握するうえでは、生息・生育する動物種、植物種、植物群落等の構成種と生態等についても必要に応じて把握する。

エ 関係法令、計画等

(7) 横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画

(イ) 緑化率を定めた法令や地区計画等

(ウ) 横浜市景観計画、横浜市都市計画マスタープラン（全体構想、各区プラン）

(エ) 横浜市地球温暖化対策実行計画

(オ) その他必要なもの

オ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測、評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項（天然記念物や名木古木の特性・状況等）があれば把握する。

(2) 調査方法等

ア 緑地面積の状況、特に重要な緑地の特性及び状況、緑地の機能の状況

(7) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺とする。調査の範囲は、対象事業実施区域と周辺に存在する緑地とのネットワークの状況把握や、緑地の環境保全機能、社会的機能等に配慮し、設定する。

(イ) 調査地点

対象事業の内容及び既存資料、現地調査の結果等を参考に設定する。

(ウ) 調査時期、調査期間

特徴のある樹木の存在が想定される場合には開花期等を、落葉樹においては着葉期などを考慮するなどの緑地の状況や人の関わりの状況を適切に把握できる時期、期間に設定する。

(エ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理・解析並びに現地調査により把握する。
緑地の機能を把握するため、必要に応じてヒアリング調査や地理情報等を用いる。

イ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として、「ア 緑地面積の状況、特に重要な緑地の特性及び状況、緑地の機能の状況」の調査地域とする。

(イ) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理及び解析により行い、必要に応じて現地調査及び関係機関へのヒアリング等で資料を補完する。

(3) 調査結果

事業特性を考慮し、別表1の地域の概況で把握した次の内容で必要な項目について分析し、「2(1) 調査項目」の事項について、表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

また、調査結果を踏まえ、対象事業実施区域においてどのような緑地及びそのグリーンインフラとしての機能やエコロジカルネットワークの特性及び状況を維持又は向上すべきかを考察する。

ア 地形、地質の状況

イ 土壌の状況

ウ 水質、底質の状況

エ 水循環の状況

オ 土地利用の状況

カ 気象の状況（潮風の状況、日照障害等）

キ その他特筆すべき事項がある場合、その状況

3 環境保全目標の設定

調査により判明した緑地の状況を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 対象事業実施区域内の緑地及びその機能を維持する水準
- (2) 対象事業実施区域内の緑地及びその機能を向上する水準
- (3) 緑地への影響を最小限にとどめる水準
- (4) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

「2(1) 調査項目」の項目で、対象事業の実施により変化する緑地及びその機能の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

「2(2)ア(7) 調査地域」を勘案して、対象となる緑地及びその機能の状況を適切に把握し得る地域とする。

イ 予測地点

「2(2)ア(4) 調査地点」を勘案して、対象となる緑地及びその機能の状況を適切に把握し得る地点とする。

ウ 予測時期

(7) 工事中

原則として事業の実施に伴い、対象事業実施内の樹木を移植する場合や、建設機械の稼働・工事用車両の走行等による緑地への影響が想定される場合は、工事中も予測時期とする。

(4) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。

エ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる以下に掲げる事項について、対象事業の内容等から必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地の改変計画
- c 樹木伐採・移植計画
- d 土地利用計画・施設配置計画
- e 施設の供用時の運用計画
- f 植生保全・再生計画
- g 緑化計画

- h 事業の実施による水質の変化や日照阻害等の影響
- i その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容、地形及び工作物の状況等を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 緑地の位置と施設配置図や施工計画との重ね合わせによる方法
- b 生息地予測モデル等を用いて分析及び考察する方法
- c フォトモンタージュを用いた分析による方法
- d 緑地面積又は緑地面積割合の変化率の算定による方法
- e 環境適合性から、緑化計画の妥当性を考察する方法
- f その他適切な方法

(3) 予測結果

次に掲げるうちの適切な事項について、原則として表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

- ア 緑地面積及び面積割合の変化
- イ グリーンインフラの機能の変化
- ウ エコロジカルネットワークの機能の変化
- エ 緑化計画の環境適合性
- オ 景観の変化
- カ 緑地の機能を引き出し活用する観点から重要な樹木への影響の内容及び程度

5 評価

原則として、視覚化又は数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が緑地に及ぼす影響の程度を評価する。なお、事業者により実行可能な範囲で、環境影響が回避若しくは低減されているか、又は緑地及びその機能が向上しているか等についても考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 周辺の緑地及びその機能への影響の回避に関する措置
- イ 対象事業実施区域内で保全される緑地及びその機能への影響抑制に関する措置

(2) 存在・供用時

- ア 緑地及びその機能の維持及び向上に関する措置
- イ 植栽地に適合した樹種の選定や適切な植栽基盤整備に関する措置
- ウ 生物・生態系への配慮に関する措置
- エ 緑地の適切な維持管理の計画及び体制に関する措置
- オ 緑地の機能を維持又は向上するための適切な管理に関する措置

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査の頻度

調査結果や評価、環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査範囲又は調査地点

原則として予測地域又は予測地点とする。

エ 調査方法

原則として現地調査とする。

(3) 留意事項

調査結果により緑地の環境保全目標を達成できていないことが明らかになった場合又は環境の保全のための措置の実施状況が十分でないことが明らかになった場合には、その対応について明らかにする。